

令和 7 年 執 行

第 2 7 回 参 議 院 議 員 通 常 選 挙

指 定 病 院 等 に お け る 不 在 者 投 票 の 手 引 き

注 意 事 項

- 投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。
- 投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。

栃 木 県 選 挙 管 理 委 員 会

は し が き

この手引は、令和 7 年に行われる第 27 回参議院議員通常選挙（以下「通常選挙」という。）における、指定病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の通常選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引書を熟読いただきますとともに、御不明の点については、お気軽に最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

（様式等については、栃木県内で使用するものを掲載しております。）

目	次
第1 指定病院等における不在者投票の概要	1
1 一般的事項	1
2 不在者投票に関する事項	1
(1) 指定病院等で不在者投票ができる者	1
(2) 不在者投票のできる期間等	2
(3) 投票用紙等	3
第2 不在者投票管理者の職務等	3
1 不在者投票管理者とは	3
2 不在者投票管理者の主たる事務	4
3 不在者投票管理者の留意すべき事項	4
4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	4
第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ	5
第4 指定病院等における不在者投票の方法等	7
1 選挙人に対する周知	7
2 投票用紙等の請求	8
3 投票記載場所の設備	1 2
4 不在者投票	1 4
5 投票の送付	2 1
6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理	2 1
第5 その他	2 2
1 選挙公報等の送付	2 2
2 経費の請求	2 2
別記様式1〔報告書（兼請求書）〕	2 4
別記様式1〔報告書（兼請求書）〕（記載例）	2 5
別記様式2〔報告書〕	2 6
投票用紙及び投票用封筒請求用紙等配布計画	2 7
市町選挙管理委員会一覧	3 4
（図1）投票用封筒（外封筒）（例）	3 5
（図2）送致用封筒（投票用封筒を郵送又は送致するための任意の封筒）（例）	3 5
お知らせ（原稿）	3 6
投票上の注意（原稿）	3 7

※ 文中、年号の表記のない月日については、「令和7年」を省略したものです。

第 1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

通常選挙は下表のとおり 2 つの選挙を同時に行うもので、選挙人は 2 つの投票を行うこととなります。

	公示日	不在者投票ができる期間及び時間	選挙期日	投票ができる選挙人
参議院栃木県選出議員選挙 (以下「選挙区」という。)	7 月 3 日 (木)	7 月 4 日 (金) ～ 7 月 1 9 日 (土) 上記の間毎日 午前 8 時 3 0 分 ～午後 5 時 (土日と同じ)	7 月 2 0 日 (日)	日本国民で、平成 1 9 年 7 月 2 1 日以前に生まれた者で、 市町村の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者
参議院比例代表選出議員選挙 (以下「比例代表」という。)				

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

① 今回の通常選挙において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、
次の者に限られます。

(ア) 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者

(イ) 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者

(ウ) 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は、投票区の内外を問わない。）

(エ) 選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる者

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

- ② 指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の方法でも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長（以下「名簿登録地の市町村委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（名簿登録地の市町村委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、名簿登録地の市町村委員長に投票用紙等を請求し、当該委員長又は現に所在し若しくは居住する市町村委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、名簿登録地の市町村委員長宛て申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、当該名簿登録地の市町村委員長に投票用紙等を送付する方法

(2) 不在者投票のできる期間等

- ① 指定病院等における不在者投票のできる期間及び時間は前記1（P1）のとおりです。

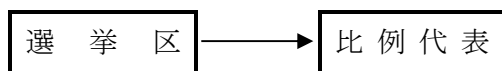
- ② 投票用紙等の請求は、不在者投票の開始日【7月4日（金）】前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。

なお、通常選挙の不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵便等により送付された場合であっても、不在者投票を行う日は、開始日以後に設定しなければなりません。

- ③ 通常選挙は、前記1（P1）のとおり選挙区及び比例代表の二つの選挙を同

時に行うものですので、投票は別々に行います。

なお、投票の順序は、次のようになります。



- ④ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長からそれぞれの名簿登録地の市町村委員長に送致又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって送付することになります。なお、送致等を受けた当該名簿登録地の市町村委員長は、当該投票を選挙の期日（7月20日）の投票所閉鎖時刻（原則として午後8時）までに選挙人の属する投票区の投票所に送致しなければなりませんので、送付の際には選挙の期日の前日（7月19日）までに各名簿登録地の市町村委員長に届くよう努めてください。

なお、一部の投票所については、閉鎖時刻が繰り上げられていますので、当該投票区に属する選挙人の不在者投票の送致等については、特に留意してください。

(3) 投票用紙等

- ① 投票用紙等の用紙の色及び刷色は次表のとおりです。

なお、この色分けは、本県独自の措置ですので注意してください。

	投票用紙		投票用封筒（外封筒）		投票用封筒（内封筒）	
	用紙の色	刷色	用紙の色	刷色	用紙の色	刷色
選挙区	クリーム色	黒	薄黄色	黒	薄茶色	黒
比例代表	白色	赤	白色	赤	〃	赤

- ② 投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますので注意してください。

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院及び介護医療院にあっては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長が、労役場及び監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあっては留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、

施設長等が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3（P5）及び第4（P7）に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

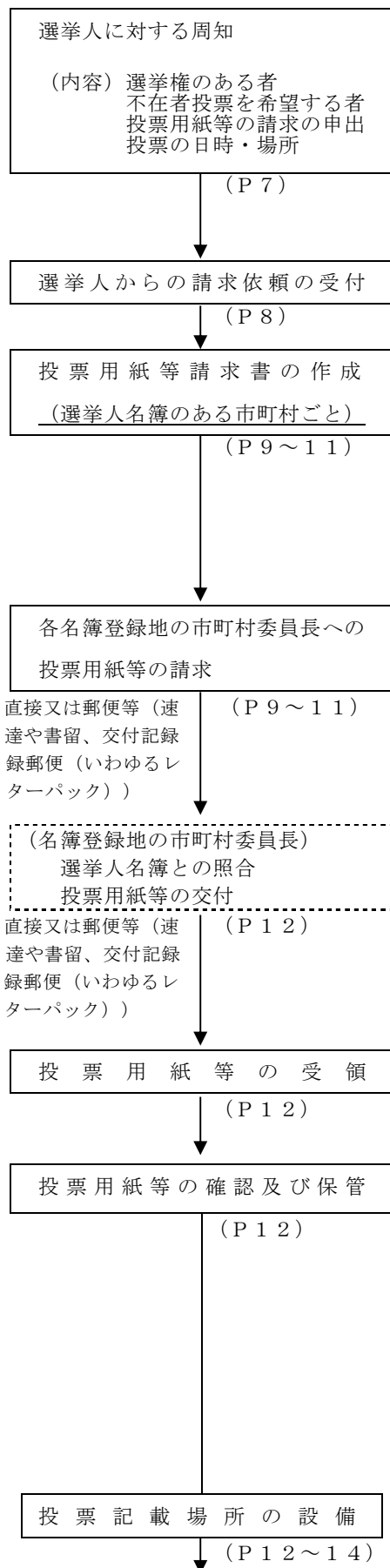
例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱い
は慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に
事務の処理ができるように検討しておいてください。
- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶
対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による
選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義
務懈怠罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意
してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院及び介護医療院にあっては院長、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長、労役場、監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあってはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ



- ① 周知の掲示表の様式は「第4の1 選挙人に対する周知」(P 7)の(例)を参照してください。
- ② 投票の期日は、7月4日以降なるべく早い日で、希望者全員が投票できるような日を定めることが適当です。
- ③ 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるよう定められています。

「不在者投票用紙等請求依頼書」(P 8参照)により、選挙人本人から投票用紙等の請求の依頼を受けてください。

- ① 投票用紙等請求書(表書)及び(別紙)を、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村ごとに作成してください。
- ② (別紙)については、不在者投票事務処理用として、別にもう1部を作成(複写機等により複写)しておいてください。

投票用紙等の交付等の方法は市町村によって異なりますので、必要に応じて、請求先の市町村委員会にお問い合わせください。

- ① 選挙区、比例代表ともそれぞれ投票用紙、外封筒、内封筒が間違いなくあるかどうかを確認してください(本県の場合、外封筒表面最下部に選挙人の氏名を鉛筆等で記載した上、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットになっています。)
- ② 投票用紙等は、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して指定病院等において不在者投票を行う日まで厳重に保管してください。

「第4の3 投票記載場所の設備」(P 12～14)を参照してください。

↓

立 会 人 等 の 選 任

(P 1 4)

- ① 選挙権を有する者の中から立会人を選任してください（例えば、職員、医師、看護師等。人員は1名以上）。また、外部立会人の活用についても積極的に御検討ください（P 1 4）。
- ② 代理投票の補助者（2人）を、投票を記載する場所において不在者投票事務に従事する者のうちから選任しておいてください。この場合、①により選任した立会人の意見を聴いて、補助者を選任してください。
- ③ 投票事務従事者を適宜選任し、事務分担を定めておいてください。
- ④ 立会人は、代理投票の補助者、投票事務従事者及び不在者投票管理者とは兼ねることができません。

↓

投 票

(P 1 5 ～)

投票の手順等については、「第4の4 不在者投票」（P 1 4 ～）を参照してください。

↓

外封筒への所要事項の記載等の
確認

(P 2 1)
(P 3 5 図 1)

- ① 外封筒裏面への投票年月日、投票場所（「〇〇病院△△会議室」等具体的場所）、病院等の名称及び不在者投票管理者名等、所要事項の記載（ゴム印でもよい。）を確認してください（図1（P 3 5）参照）。
- ② 表面に選挙人の署名があるかどうかを再度確認してください。
- ③ 裏面に立会人の署名があるかどうか確認してください。
- ④ 外封筒に完全に封がしてあるか再度確認してください。

↓

各名簿登録地の市町村委員長
宛てに梱包

(P 2 1)
(P 3 5 図 2)

- ① 各名簿登録地の市町村委員長宛てにそれぞれ一括梱包してください。
- ② 梱包の表面に「不在者投票在中」と朱書し、裏面に不在者投票管理者の職名、氏名を記載（ゴム印でもよい。）してください（図2（P 3 5）参照）。
- ③ 残余の投票用紙等については、投票を行わなかった者の住所、氏名を明らかにする書面（投票事務終了後に事務従事者が使用した（別紙）用紙の記載内容を取りまとめた表（以下「不在者投票事務処理表」という。）（P 2 0）のコピーでもよい。）を付して、各名簿登録地の市町村委員長宛てに同封してください。

選挙の期日の前日（7月19日）までに各名簿登録地の市町村委員長に届くよう努めてください。

↓

各名簿登録地の市町村委員長への
送致又は送付
〔直接又は郵便等（速達や書留、
交付記録郵便（いわゆるレター
パック））〕

(P 2 1)

↓

経費（郵送料・事務費）の請求

(P 2 2 ～ P 2 3)

県選挙管理委員会宛て、別記様式1（P 2 4）報告書（兼請求書）に不在者投票事務処理表（P 2 0）のコピーと通帳の写しを添付して、8月1日までに報告（請求）してください。

（不在者投票事務を1件も行わなかった場合もその旨報告してください。）

なお、指定病院等が所在する市町選挙管理委員会が選定した者を外部立会人にした場合の謝金・報酬等の取扱いについては、県又は市町選挙管理委員会（P 3 4）にお問い合わせください。

第4 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続を、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

(1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を行ってください。この際、次の〔例〕のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

〔例〕

お 知 ら せ

当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっていきます。

つきましては、来る7月20日に執行されます参議院議員通常選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。

一 投票日時
令和7年〇月〇日（〇）
午前九時～午後三時

二 場 所
第一病棟第一会議室

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名及び政党等の名称等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名及び政党等の名称等を確認の上、おいでくださるようお願いいたします。

山川病院院長 山川 一郎

※ 掲示表の原稿を36ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して所要事項を記入の上、利用してください。

(2) 投票の期日は、7月4日以降のなるべく早い日で希望者全員が投票できるような日を設定することが適当です（第1の1の「一般的事項」（P1）参照）。

- (3) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

(1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、通常選挙の当日（7月20日）、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」（P1）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。

なお、この依頼は、別途配布する不在者投票用紙等請求依頼書（下記様式参照）に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。

また、点字投票該当者（4の(4)②「点字投票」（P17）参照）又は代理投票該当者（4の(4)③「代理投票」（P17）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。

不在者投票用紙等請求依頼書	
第27回参议院議員通常選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。	
年 月 日	住 所 氏 名
	明治 大正 昭和 年 月 日生 平成
不在者投票管理者 様	
記	
1 選挙の種類（特に投票を希望しない選挙があるときは、当該選挙を——で抹消すること。）	
(1) 参议院栃木県選出議員選挙	
(2) 参议院比例代表選出議員選挙	
2 点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）	
・ 有	

特に投票を希望しない選挙がある場合は、当該選挙の名称を二本線で抹消させます。また、点字で投票しようとする場合は、その旨申立てることになっていますので、請求依頼書中の2の「有」を○で囲ませ、又は囲みます。

さらに、この請求依頼書は、選挙の後も投票用紙等請求書（別紙）の用紙によ

る不在者投票事務処理表（４の(5)「投票の事務処理」（P 2 0）参照）と併せて、当分の間保存してください。

(2) 指定病院等の長が行う名簿登録地の市町村委員長への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第１の２の(1)①イ（P 1）に該当する者に限る。）、直ちにその名簿登録地の市町村委員長に対し、県の選挙管理委員会から交付された投票用紙等請求書（記載例（P 1 0）参照）により、直接又は郵便（郵送の宛先はP 3 4参照）等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって投票用紙等の交付を請求してください。

- ① 当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区の区域については、すでに市町村委員会から交付されている資料（区域を示したもの）を参照してください。

② 投票用紙等の請求先

投票用紙等の請求先は、それぞれの選挙人の名簿登録地の市町村委員長です。一般的には、選挙人の住所地の市町村委員会の委員長です。

住所移転があった場合において、新住所地の市町村の選挙人名簿にまだ登録されていない場合は、転出後４箇月を経過するまでは、旧住所地の市町村の選挙人名簿に引き続き登録されていますので、この期間内であれば、旧住所地の市町村委員会の委員長に請求することとなります。

詳しくは、市町村委員会にお問い合わせください。

- ③ 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情等により実際に投票をしなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の名簿登録地の市町村委員長に返還することになりますが（６の(2)（P 2 1）参照）、返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申出があった際に投票の意思を十分確認の上、請求するようにしてください。

(表書)

別紙記載の選挙人(甲山太郎ほか 4名)は、第27回参议院議員通常選挙の当日、当病院にあるため、当病院において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

宇都宮市 選挙管理委員会委員長 様
町

投		票		事		務		処		理		欄	
立 会 人 氏 名						()							
投 票 事 務 従 事 者 氏 名						(ほか 名)							
栃 木 県 選 出				比 例		代 表		代 理 投 票 補 助 者 氏 名					
用紙等交付		投票月日		用紙等交付		投票月日							
													
													
比例代表を希望しない場													
													
点字投票を希望する場合													
													
この別紙は投票用紙等を請求する場合は記載後１部をコピーして、手元に保管してください。													
													
													

(注3) 表中の「栃木県選出」は「参議院栃木県選出議員選挙」、「比例代表」は「参議院比例代表選出議員選挙」の略称です。

【投票用紙等請求書の記載要領】

- ① 配布計画（P 2 7 ～ 3 3）により別途配布する投票用紙等の請求書用紙は、
「投票用紙等請求書」（表書）及び「（別紙）」（請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙）の 2 種類です。
 - ② 請求書用紙は、1 0 ページの【記載例】の要領で記載してください。
この際、選挙人が投票を希望しない選挙については、この請求書の「（別紙）」の「投票を希望する選挙」欄にある当該選挙名を 2 本線で抹消してください。
 - ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「（別紙）」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
 - ④ 選挙人が船員で「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている場合は、これを請求書に添付してください（この選挙人名簿登録証明書は、投票用紙等とともに名簿登録地の市町村委員長から返送されますので、返送を受けたときは、直ちに直接選挙人に返付してください。）。
 - ⑤ 「投票用紙等請求書」（表書）用紙 1 枚（当該名簿登録地の市町村委員長宛て）及び「（別紙）」用紙（所要枚数）をとじてください。
 - ⑥ 「（別紙）」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう 1 部を同時に作成（複写機等により複写）しておいてください。
- （注） （別紙）用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。
- 名簿登録地の市町村委員長に対し投票用紙等を請求する際には、（別紙）用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

名簿登録地の市町村委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めたときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））をもって送付します（選挙の期日の公示の日以前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は選挙の期日の公示の日の翌日以後に、郵便等をもって送付する場合には、当該市町村委員会の定める日以降に送付します。交付等の方法は市町村によって異なります。必要に応じて市町村委員会へお問い合わせください。）。

- (3) 指定病院等の長は、名簿登録地の市町村委員長から投票用紙等の交付等を受け
たときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所に
おいて交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等（封筒は外封筒及び内封筒）を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いていないことを確認の上、投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、県内の名簿登録地の市町村委員長から送付された投票用紙等には、選挙区及び比例代表ごとに外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名を鉛筆等で記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっています。

また、他県の投票用紙等は本県の投票用紙等と一部様式が異なりますので、交付違いのないよう留意してください。

3 投票記載場所の設備

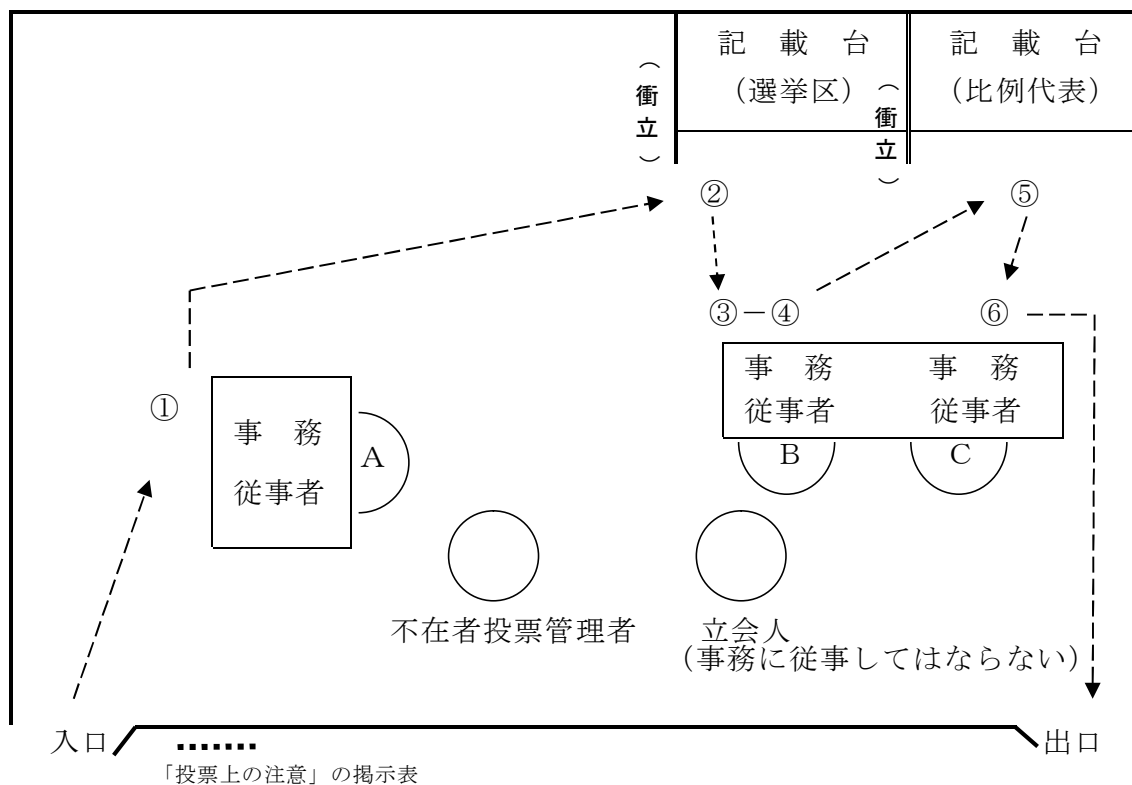
- (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等にお

いても、市町村における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

具体的な配置例及び設備の際の留意事項は次のとおりです。

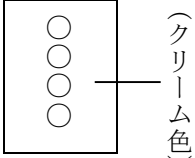
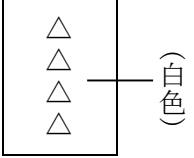
(不在者投票を行う場所の配置例)



(備考) 矢印、番号及び事務従事者の記号 (A、B、C) は、4 の (3) 「投票の進め方」の手順の⑥まで (P 1 5 ~ 1 6) 及び4 の (4) ③ 「代理投票」 (P 1 7 ~ 1 9) の表記と一致しています。

- ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
- ② 記載台には、それぞれ鉛筆 (3 本程度) を用意してください。
 なお、のり付のない封筒 (他県の封筒) がある場合は、該当者が投票する場合にのみのを用意してください。
- ③ 記載台の前面及び側面が、外から見透せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
- ④ 立会人 (4 の (1) (P 1 4) 参照) は常に 1 名以上着席していなければなりません。また、立会人は投票事務の補助を行ってはなりませんし、代理投票の補助者となることもできません。

- ⑤ 「投票上の注意」を次のとおり作成の上、投票を行う場所の入口付近に掲示してください。

投票上の注意	
参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙
候補者の氏名を書く  投票用紙	名簿登載者の氏名又は政党などの名称を書く  投票用紙

※ 掲示表の原稿を３７ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して利用してください。

- (2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等（比例代表選挙における名簿登載者の氏名又は政党等の名称等も同様です。）を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で選挙公報や新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

- (3) 投票は、事務の処理上、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村ごとにまとめて行わせるのがよいでしょう。

4 不在者投票

(1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で年齢満１８年以上であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも１人は立ち合わせなければなりません。

(注) 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。

なお、立会人は施設関係者以外の方（例：地域の方、民生委員、市町選挙管理委員会が選定した者等）を選定するよう努めてください。市町選挙管理委員会が外部立会人を選定している場合があります。詳しくは施設が所在する市町

選挙管理委員会又は県選挙管理委員会（P 3 4）へお問い合わせください。

(2) 投票の順序

まず選挙区の投票をさせ、次に比例代表の投票をさせることとしてください。

(3) 投票の進め方

選挙人は、通常選挙の期日の前日（7月19日）午後5時までに（なるべく早目がよい。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（3の(1)で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。が、具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 選挙区の投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください（④において同じ。）。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に選挙区の投票用紙等を交付したときは、投票用紙等請求書（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る栃木県選出の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（(5)「投票の事務処理」（記載例）（P 2 0）参照）。

② 選挙区の投票用紙等への記載等（記載台）

ア 選挙区の投票用紙には、候補者1人の個人名を記載します。

イ **内封筒**に投票用紙を入れ封をします。

なお、本県の封筒については、封の部分のシールをはがして封をします。ので、のり付けは不要です（以下同じ。）。

ウ **外封筒**に封をした**内封筒**を入れ封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に**署名**（代理投票の場合を除き必ず**自書**する。）します（図1（P 3 5）参照）。

〔 点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名
し、次いで投票用紙に点字で記載します。 〕

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（B）が、選挙区の投票を確認して受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

ウ 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

④ 比例代表の投票用紙等の交付

ア 事務従事者（Ｂ）は、選挙区の投票を受領した後に、比例代表の投票用紙等を交付します。

また、交付の際には比例代表の投票用紙には参議院名簿登載者の１人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称（以下「政党等の名称等」という。）を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（Ｂ）は、当該選挙人に比例代表の投票用紙等を交付したときは、事務従事者（Ａ）の持つ（別紙）「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る比例代表の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（（５）「投票の事務処理」（記載例）（Ｐ２０）参照）。

⑤ 比例代表の投票用紙等への記載等（記載台）

ア 比例代表の投票用紙には、参議院名簿登載者の１人の氏名又は一の政党等の名称等を記載します。

イ 以下、②のイからエに同じです。

⑥ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（Ｃ）が、比例代表の投票を確認して受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

ウ 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

⑦ 不在者投票管理者に関する記載等

選挙区及び比例代表のそれぞれの外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください（図１（Ｐ３５）参照）。

⑧ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄（選挙区及び比例代表の両方）に投票に立ち会っ

た立会人が署名（必ず自書する。）します（図 1（P 3 5）参照）。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

(4) 投票の記載上の留意事項

- ① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、用紙の右上から右下にかけてエンボス式により選挙の種別を点字表示するとともに、表面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず外封筒に点字により署名させ、次いで投票用紙に選挙区にあつては候補者の氏名、比例代表にあつては参議院名簿登載者の 1 人の氏名又は一の政党等の名称等をそれぞれ点字により記載させ、この投票用紙を内封筒に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた外封筒に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由のため、自ら候補者の氏名又は参議院名簿登載者の氏名若しくは政党等の名称等を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由のため、候補者の氏名又は参議院名簿登載者の氏名若しくは政党等の名称等を記載することができない選挙人は、選挙区の投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

〔許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手順によります。許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。〕

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（A）でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）2人に、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票事務に従事する者のうちから不在者投票管理者が行います。

なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続について説明を行っておいてください。

エ 投票用紙等の交付

(ア) 事務従事者（A）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

(イ) 事務従事者（A）は、投票用紙等を交付した時は、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2名の氏名を必ず記載してください（「(5)投票の事務処理」（P 20）参照）。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

〔選挙区及び比例代表のすべてを行う場合〕

(ア) 補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、まず選挙区について選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

(イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらにそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）は、これを確認の上、受領します。

(ウ) 引き続き比例代表について、前記(ア)と同様の処理を行います。なお、比例代表の投票用紙には参議院名簿登載者の1人の氏名又は一の政党等の名称等を記載することになります。

(エ) 前記(イ)と同様の処理を行い、事務従事者(C)は、これを確認の上、受領します。

〔選挙区又は比例代表のいずれかを行う場合〕

代理投票を行う選挙についてのみ、上記の処理を行います。

カ 以下、前記「(3)投票の進め方」の手順⑦及び⑧(P 16～17 参照)に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、その選挙人の登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名又は参議院名簿登載者の氏名若しくは政党等の名称等を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）に外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒表面左下の「（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることになります（図1（P 35）参照）。

(5) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した投票用紙等請求書（別紙）用紙を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

(記載例)

(別紙)

No. 1

第 27 回 参議院議員通常選挙

〔指定病院等名称〕 山 川 病 院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生 年 月 日	点 字	投票を希望する選挙
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号	甲 山 太 郎 明・大・昭・平 11・6・5		栃木県選出 比例代表
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 21 号	大 山 花 子 明・大・昭・平 22・3・4		栃木県選出 比例代表
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 22 号	山 田 一 郎 明・大・昭・平 35・12・16	○	栃木県選出 比例代表
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 23 号	乙 山 一 男 明・大・昭・平 31・2・5		栃木県選出 比例代表
宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 24 号	小 川 一 子 明・大・昭・平 10・1・1		栃木県選出 比例代表
以 下 余 白	明・大・昭・平 . .		栃木県選出 比例代表
	明・大・昭・平 . .		栃木県選出 比例代表

投票事務処理欄				
立 会 人 氏 名		(海山 太郎)		
投票事務従事者氏名		(青田みどり ほか 2名)		
栃木県選出 用紙等交付	投票月日	比 例 用紙等交付	代 表 投票月日	代 理 投 票 補 助 者 氏 名
レ	○ / ○	レ	○ / ○	
レ	○ / ○	交付せず		投票を行わなかった場
レ	○ / ○	×	投票せず	
交	付	せ	ず	
レ	○ / ○	レ	○ / ○	乙川 二郎 甲山 三郎
投票した場合「〃」や空欄ではなく、必ず投票した月日を入れてください。				

(注 1) 選挙人から、公職選挙法施行令第 50 条第 3 項 (点字による投票) の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。
(注 2) 特に投票を希望しない選挙があるときは、「投票を希望する選挙」欄の当該選挙の名称を 2 本線で抹消してください。
(注 3) 表中の「栃木県選出」は「参議院栃木県選出議員選挙」、「比例代表」は「参議院比例代表選出議員選挙」の略称です。

① 「用紙等交付」欄の記載については、選挙区及び比例代表のそれぞれについて投票用紙等を交付した場合は、「レ」の記号を記載します ((3)の①、④ (P 15～16) 参照)。なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と、死亡等により投票を行わなかった場合は「交付せず」と記載します。

② 代理投票を行った場合は、補助者 2 名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。

③ 代理投票の仮投票を行った場合 (極めてまれなケースです。) は、②と同様補助者 2 名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者 (代理記載人) の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

④ 投票事務終了後、使用した (別紙) 用紙の記載内容を取りまとめた不在者投票事務処理表を P 20 の記載例のように作成し、保存してください。

※ この不在者投票事務処理表のコピーの全てを、不在者投票の事務に要した

経費の報告（請求）の際に添付していただくこととなります。

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、投票用封筒（外封筒）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は、必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、名簿登録地の市町村ごとにさらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書する。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちにそれぞれの名簿登録地の市町村委員長に直接送致し、又は郵便等（速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））で送付してください（図1、図2（P35）参照）。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

- (1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、当該選挙人の名簿登録地の市町村委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。
- (2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表（P20）のコピーでもよい。）を添付して、当該選挙人の名簿登録地の市町村委員長に返還してください。

この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。

- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず当該選挙人の名簿登録地の市町村委員長に返還してください。

第5 その他

1 選挙公報等の送付

選挙人への便宜供与のため、選挙公報を7月9日頃送付する予定ですので、選挙人に適宜配布又は回覧するなど、候補者の氏名又は政党等の名称等の確認の用に供することとしてください。

また、選挙公報の到達前に不在者投票を行う選挙人については、新聞等により候補者の氏名又は政党等の名称等などを確認するよう指導してください。

なお、指定病院等における不在者投票については、投票記載場所内での候補者の氏名等の掲示の制度がないので、選挙公報は投票記載場所内には絶対に持ち込まないようにしてください。

したがって、選挙公報及び新聞等候補者の氏名等を確認できるものは投票記載場所の外に置き、選挙人の請求に応じ便宜を供するようにしてください。

2 経費の請求

(1) 経費の請求については、以下のとおりです。

① 経費の額 1, 236円／人（郵送料及び事務費相当額）

② 提出物 ☐ 報告書（兼請求書）（別記様式1（P24））

☐ 全ての不在者投票事務処理表（P20）のコピー

☐ 通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が印字されているページのみ）

③ 提出期限 8月1日（金）

④ 提出先 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県選挙管理委員会

(2) 不在者投票が1件も行われなかった場合、又は経費の請求を行わない場合
以下のいずれかの方法によりご報告ください。

① 電話(028-623-2126)

② 別記様式2（P26）に所要事項を記入の上、FAX（028-623-3924）送信

(3) 市町選挙管理委員会が選定した外部立会人の立会いに要する経費（外部立会人への謝金・旅費等の支払い）については、次の場合は栃木県知事宛てに請求することができます。

- ・市町選挙管理委員会が選定した外部立会人を不在者投票管理者が選任し、当該外部立会人に謝金及び旅費を支払った場合

（この場合、栃木県知事宛てに請求できる金額には算定基準があるほか、領収書等の徴取や所得税の源泉徴収が必要になります。）

市町選挙管理委員会が選定した者の立会いを希望する場合は、お早めに市町選挙管理委員会まで御相談ください（投票の日程等によっては御希望に添えないことがありますので、あらかじめ御了承ください。）。なお、指定病院等が独自に選定した立会人に係る費用は請求できませんので、御注意ください。

報 告 書 (兼請求書)

金 円也

ただし、第 27 回参議院議員通常選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費
〔内 訳〕 (1,236 円 × 不在者投票人数 人)上記のとおり報告 (請求) いたします。
年 月 日※実際に不在者投票をした
人数を記入してください。

栃木県知事 様

病院等の名称 (※法人名から記載)	
所 在 地	〒 電話 ()
不在者投票管理者 (病院等の長) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません (下記参照)。 フリガナ 職名 氏名 印

使用する印は、
法人の理事長
印や病院・施設
の印ではなく、
施設長印 (施設
長の私印でも
可) を押印して
ください。(シ
ャチハタ不可)

※病院及び介護医療院にあっては院長、老人ホームにあっては施設長が不在者投票管理者
となります。法人の理事長ではありません。

振込先金融機関 (なるべく前回の選挙の時に使用した口座を記入してください。)

金融機関名	銀行 支店 信用金庫 支所 農業協同組合 出張所	口座 番号	普通 ・ 当座
フリガナ	※一字空けがわかるように記載してください。		
口座名義			

8 月 1 日までに報告願います。

報告担当者名

【委任状】 [不在者投票管理者 (請求者) と振込先口座名義が異なる場合に記入]
上記不在者投票特別経費の受領を下記のものに委任します。

病 院 等 名 _____

請求者職氏名 _____ 印

受領者 (口座名義人) _____

(注 1) 投票用紙等請求書 (別紙) 用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添
付してください。 ※後日お返しします。

(注 2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

(注 3) 振込先金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付してください。

なお、振込先の確認のため、通帳の写し (金融機関名、口座番号、口座名義 (カ
タカナ) が印字されているページのみ) の添付をお願いします。

報 告 書 (兼請求書)

金 4,944 円也

修正液や訂正印での訂正はできません。

ただし、第 27 回参議院議員通常選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費
〔内 訳〕 (1,236 円 × 不在者投票人数 4 人)

上記のとおり報告 (請求) いたします。
令和 7 年 7 月 〇〇 日

P 20 の記載例では、4 番目の乙山一男さんが投票しなかったため、実際に不在者投票をした人数は 4 人となります。
※選挙区選挙と比例代表選挙の両方に投票しても、片方のみを投票しても請求上は 1 人と数えます。

栃木県知事 様

病院等の名称 (※法人名から記載)	社会福祉法人 〇〇会 特別養護老人ホーム 〇〇園
所 在 地	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 電話 028 (623) 2126
不在者投票管理者 (病院等の長) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません (下記参照)。 フリガナ トチギ タロウ 職名 施設長 氏名 栃木 太郎

使用する印は、法人の理事長印や病院・施設の印ではなく、施設長印 (施設長の私印でも可) を押印してください。(シヤチハタ不可)

氏名が同じでも、職名が異なる場合は必ず【委任状】に記入してください。

振込先金融機関 (なるべく前回の選挙の時に使用した口座を記入してください。)

金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店 信用金庫 支所 農業協同組合 出張所	口座番号	普通当座	1 2 3 4 5 6	
フリガナ	シカイフクシホウジン マルマルカイ リンショウ トチギ タロウ ※一字空けがわかるように記載してください。				
口座名義	社会福祉法人 〇〇会 理事長 栃木 太郎				

一致する

8 月 1 日までに報告願います。

報告担当者名 経理係長 山川 次郎

【委任状】 [不在者投票管理者 (請求者) と振込先口座名義が異なる場合に記入]
上記不在者投票特別経費の受領を下記のものに委任します。

一致する

病 院 等 名 特別養護老人ホーム 〇〇園

請求者職氏名 施設長 栃木 太郎

受領者 (口座名義人) 社会福祉法人 〇〇会 理事長 栃木 太郎

※【委任状】は、不在者投票管理者 (請求者) と、振込先口座の名義が異なる場合 (職名のみ異なる場合も含む。) にのみ記入してください。一致している場合は記入不要です。
※報告書 (兼請求書) は、P 24 をコピーしていただくか、県のホームページから様式をダウンロードしていただき、作成してください。

【栃木県選挙管理委員会ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/k05/fuzaisha.html>

報 告 書

第 27 回参議院議員通常選挙において、当施設では、不在者投票を行わなかった、または不在者投票に係る経費の請求を行わないので、その旨報告します。

栃木県知事 様

病院等の名称	
所 在 地	〒
	電話 ()
報告担当者の氏名	<u>職名</u> <u>氏名</u>

8 月 1 日 までに報告願います。

投票用紙及び投票用封筒請求用紙等配布計画

(注１) 各用紙の配布部数は、請求依頼書３０枚、請求書５枚、別紙１０枚です。

(注２) 請求依頼書等が不足する場合は、コピーにより複製するか、県のホームページから様式をダウンロードして御用意ください。

県HP：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k05/fuzaisha.html>

コード 番号	名 称
○指定病院（コードA）	
A 1	独立行政法人地域医療機能推進機構 うつのみや病院
A 2	独立行政法人国立病院機構 栃木医療センター
A 3	社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会 済生会宇都宮病院
A 4	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院
A 5	医療法人社団洋精会 沼尾病院
A 6	社会医療法人中山会 宇都宮記念病院
A 7	医療法人親仁会 佐藤病院
A 8	医療法人至誠会 滝澤病院
A 9	医療法人生々堂厚生会 森病院
A 10	財団医療法人十全会 上野病院
A 11	医療法人報徳会 宇都宮病院
A 12	医療法人恵会 皆藤病院
A 13	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院 栃木県立岡本台病院
A 14	医療法人宇都宮 新直井病院
A 15	医療法人社団松栄会 宇都宮内科病院
A 16	医療法人慈啓会 白澤病院
A 17	医療法人社団高砂会 飯田病院
A 18	医療法人社団晃陽会 宇都宮第一病院
A 19	一般社団法人巨樹の会 新宇都宮リハビリテーション病院
A 20	医療法人社団全仁会 宇都宮中央病院
A 21	地方独立行政法人栃木県立がんセンター 栃木県立がんセンター
A 22	社会医療法人中山会 鷺谷記念病院
A 23	医療法人北斗会 宇都宮東病院
A 24	医療法人社団松籟会 宇都宮西ヶ丘病院
A 25	医療法人卓和会 藤井脳神経外科病院
A 26	一般社団法人巨樹の会 宇都宮リハビリテーション病院
A 27	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 栃木県立リハビリテーションセンター
A 28	医療法人慶晴会 宇都宮南病院
A 29	医療法人康積会 柴病院
A 30	日本赤十字社 足利赤十字病院
A 31	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 あしかがの森 足利病院
A 32	医療法人杏林会 今井病院
A 33	医療法人博済会 鈴木病院
A 34	医療法人根岸会 足利富士見台病院
A 35	医療法人孝栄会 前沢病院
A 36	医療法人恵愛会 青木病院
A 37	医療法人足利中央病院 足利中央病院
A 38	医療法人太陽会 足利第一病院
A 39	医療法人宏仁会 本庄記念病院
A 40	医療法人隆成会 皆川病院
A 41	医療法人長崎病院 長崎病院
A 42	一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターしもつが
A 43	一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちのき
A 44	医療法人高柳会 大平下病院
A 45	医療法人社団厚生会 西方病院
A 46	佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院
A 47	一般社団法人佐野市医師会 佐野医師会病院
A 48	社会医療法人財団佐野メディカルセンター 佐野市民病院

コード 番号	名 称
A 49	医療法人秋山会 両毛病院
A 50	上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院
A 51	医療法人桃李会 御殿山病院
A 52	医療法人清和会 鹿沼病院
A 53	社団医療法人明倫会 今市病院
A 54	(医療法人秀明会大澤台病院) 大澤台病院
A 55	医療法人社団双愛会 足尾双愛病院
A 56	公益社団法人地域医療振興協会 日光市民病院
A 57	社団医療法人明倫会 日光野口病院
A 58	学校法人獨協学園 獨協医科大学日光医療センター
A 59	地方独立行政法人新小山市民病院 新小山市民病院
A 60	医療法人朝日会 朝日病院
A 61	医療法人光風会 光南病院
A 62	医療法人敬愛会 南栃木病院
A 63	医療法人健寿会 小山整形外科内科
A 64	医療法人友志会 リハビリテーション翼の舎病院
A 65	日本赤十字社 芳賀赤十字病院
A 66	医療法人社団福田会 福田記念病院
A 67	医療法人徳真会 真岡病院
A 68	日本赤十字社 那須赤十字病院
A 69	医療法人大田原厚生会 室井病院
A 70	医療法人社団亮仁会 那須中央病院
A 71	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学塩谷病院
A 72	医療法人社団緑会 佐藤病院
A 73	医療法人社団あかね会 矢板南病院
A 74	社会医療法人博愛会 菅間記念病院
A 75	医療法人社団京愛会 黒磯病院
A 76	一般社団法人栃木県医師会 栃木県医師会塩原温泉病院
A 77	医療法人順整会 福島整形外科病院
A 78	医療法人社団萌彰会 那須北病院
A 79	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院
A 80	社会医療法人恵生会 黒須病院
A 81	医療法人誠之会 氏家病院
A 82	医療法人薫会 烏山台病院
A 83	南那須地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院
A 84	医療法人社団友志会 石橋総合病院
A 85	学校法人自治医科大学 自治医科大学附属病院
A 86	医療法人心救会 小山富士見台病院
A 87	医療法人小金井中央病院 小金井中央病院
A 88	一般社団法人巨樹の会 新上三川病院
A 89	医療法人桂慈会 菊池病院
A 90	学校法人獨協学園 獨協医科大学病院
A 91	医療法人社団友志会 野木病院
A 92	医療法人社団友志会 リハビリテーション 花の舎病院
A 93	医療法人薫会 菅又病院
A 94	医療法人社団恵心会 高根沢中央病院
A 95	医療法人慈全会 那須高原病院
A 96	医療法人社団誠和会 高野病院

コード 番号	名 称
○指定介護老人保健施設（コードB）	
B 1	医療法人北斗会 介護老人保健施設 宇都宮シルバーホーム
B 2	社会福祉法人宝生会 介護老人保健施設 白楽園
B 3	医療法人宇都宮 介護老人保健施設 宇都宮アルトピア
B 4	医療法人報徳会 平畑静塔記念 介護老人保健施設 陽南
B 5	医療法人慈啓会 介護老人保健施設 しらさぎ荘
B 6	社会福祉法人西仁会 介護老人保健施設 ファミール滝の原
B 7	独立行政法人地域医療機能推進機構 うつのみや病院附属 介護老人保健施設
B 8	医療法人社団全仁会 介護老人保健施設 ホスピア宇都宮
B 9	医療法人社団竹山会 介護老人保健施設 いこいの郷
B 10	医療法人社団一心会 介護老人保健施設 野沢の里
B 11	医療法人隆成会 介護老人保健施設 四恩苑
B 12	社会福祉法人幸梅会 介護老人保健施設 グリーンヒルズ21
B 13	医療法人博済会 介護老人保健施設 マーガレットヒルズ
B 14	医療法人正美会 介護老人保健施設 たすけあい
B 15	一般財団法人とちぎメディカルセンター 介護老人保健施設 とちぎの郷
B 16	社会福祉法人星風会 介護老人保健施設 ノイエシュテルン
B 17	医療法人木水会 介護老人保健施設 やすらぎの里 八州苑
B 18	医療法人社団厚生会 介護老人保健施設 にしかた
B 19	医療法人聖生会 介護老人保健施設 安純の里
B 20	社会医療法人財団佐野メディカルセンター 介護老人保健施設 あそヘルホス
B 21	医療法人社団桑崎会 介護老人保健施設 佐野ナーシングクワサキ
B 22	医療法人聖生会 介護老人保健施設 さくらの里
B 23	上都賀厚生農業協同組合連合会 介護老人保健施設 かみつが
B 24	医療法人ヒボクラテス 介護老人保健施設 たけむらクロバー館
B 25	医療法人矢尾板記念会 介護老人保健施設 今市Lケアセンター
B 26	医療法人英静会 介護老人保健施設 ギャフォレスト(森の家)
B 27	公益社団法人地域医療振興協会 介護老人保健施設 にっこう
B 28	医療法人矢尾板記念会 介護老人保健施設 見龍堂メディケアユニット
B 29	医療法人社団星野会 介護老人保健施設 つむぎの郷
B 30	医療法人博愛会 介護老人保健施設 祇園荘
B 31	医療法人さくら会 介護老人保健施設 さくら野
B 32	医療法人朝日会 介護老人保健施設 思川ケアステージ
B 33	医療法人光風会 介護老人保健施設 晃南
B 34	医療法人友志会 介護老人保健施設 空の舎
B 35	社会福祉法人真亀会 介護老人保健施設 春祺荘
B 36	医療法人櫻美会 介護老人保健施設 ナーシングホーム青葉
B 37	医療法人徳真会 介護老人保健施設 わたのみ荘
B 38	医療法人大田厚生会 介護老人保健施設 椿寿荘
B 39	医療法人社団亮仁会 介護老人保健施設 同仁苑
B 40	医療法人社団為王会 介護老人保健施設 アゼリアホーム
B 41	学校法人国際医療福祉大学 介護老人保健施設 マロニエ苑
B 42	医療法人渡部医院 介護老人保健施設 秋桜の家
B 43	医療法人社団公済会 介護老人保健施設 いたむろ
B 44	医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・那須塩原
B 45	医療法人誠之会 介護老人保健施設 ケアステージ氏家
B 46	社会医療法人恵生会 介護老人保健施設 いずみ
B 47	医療法人社団竹山会 南那須介護老人保健施設
B 48	医療法人薫会 介護老人保健施設 富士山苑
B 49	医療法人桂慈会 介護老人保健施設 シルバーケアホームのぞみ
B 50	医療法人普門院診療所 介護老人保健施設 看清坊
B 51	医療法人社団松徳会 介護老人保健施設 もてぎの森うごうだ城
B 52	社会福祉法人関記念栃の木会 介護老人保健施設 みなと荘
B 53	医療法人社団友志会 介護老人保健施設 ひまわり荘
B 54	医療法人北斗会 介護老人保健施設 高根沢シルバーホーム

コード 番号	名 称
○指定介護医療院（コードC）	
C 1	医療法人北斗会 宇都宮介護医療院
C 2	医療法人杏林会 今井介護医療院
C 3	医療法人矢尾板記念会 介護医療院だんえん
C 4	学校法人国際医療福祉大学 介護医療院 マロニエ苑
○指定老人ホーム（コードD）	
D 1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会 特別養護老人ホーム とちの木荘
D 2	社会福祉法人飯田福祉会 特別養護老人ホーム 高砂荘
D 3	社会福祉法人飯田福祉会 特別養護老人ホーム 高砂荘新館
D 4	社会福祉法人東晴会 特別養護老人ホーム 瑞寿苑
D 5	社会福祉法人宝生会 特別養護老人ホーム 敬祥苑
D 6	社会福祉法人みどり会 特別養護老人ホーム 祥豊苑
D 7	社会福祉法人西仁会 特別養護老人ホーム 滝の原苑
D 8	社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会 特別養護老人ホーム マイホームきよはら
D 9	社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会 特別養護老人ホーム マイホームきよはら（地域密着型）
D 10	社会福祉法人正恵会 特別養護老人ホーム 宝寿苑
D 11	社会福祉法人梨一会 特別養護老人ホーム 豊幸の郷石井
D 12	社会福祉法人桜寿会 特別養護老人ホーム さくらの杜
D 13	社会福祉法人桜寿会 特別養護老人ホーム ふくろうの杜
D 14	社会福祉法人朝日会 特別養護老人ホーム はりがや
D 15	社会福祉法人朝日会 特別養護老人ホーム はりがや実梨の丘
D 16	社会福祉法人朝日会 特別養護老人ホーム はりがや花の風
D 17	社会福祉法人蓬愛会 特別養護老人ホーム ケアブラザ而今
D 18	社会福祉法人梅林会 特別養護老人ホーム 梅の里
D 19	社会福祉法人豊郷 特別養護老人ホーム とよさと
D 20	社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会 軽費老人ホーム ケアハウス 公孫樹
D 21	社会福祉法人百寿会 軽費老人ホーム ケアハウス ジョイナス長岡
D 22	社会福祉法人正富福祉会 特別養護老人ホーム いこいの森西原
D 23	社会福祉法人ふれあいコープ 特別養護老人ホーム みどり
D 24	社会福祉法人百寿会 第2ジョイナス長岡
D 25	株式会社レオパレス21 有料老人ホーム あずみ苑グランデ宇都宮
D 26	社会福祉法人健修会 特別養護老人ホーム いずみ苑
D 27	社会福祉法人東晴会 特別養護老人ホーム 緑の郷
D 28	株式会社ワイグッドケア サービス付き高齢者向け住宅 ハートランド宇都宮
D 29	医療法人社団ヨゼフ会 介護付有料老人ホーム 桜庵
D 30	社会福祉法人晃丘会 軽費老人ホーム ケアハウスシャトーおおるり
D 31	社会福祉法人奈坪ヶ丘福祉会 軽費老人ホーム ケアハウス奈坪ヶ丘
D 32	社会福祉法人むつみ福祉会 軽費老人ホーム ケアハウス白寿の里
D 33	社会福祉法人すぎの芽会 地域密着型特別養護老人ホーム なつぼ
D 34	社会福祉法人愛日会 特別養護老人ホーム 麗日荘
D 35	社会福祉法人両崖福祉会 特別養護老人ホーム 清明苑
D 36	社会福祉法人幸梅会 特別養護老人ホーム 盛雄苑
D 37	社会福祉法人両崖福祉会 特別養護老人ホーム 和見山苑
D 38	社会福祉法人美明会 特別養護老人ホーム 義明苑
D 39	社会福祉法人真善会 特別養護老人ホーム ブロムナードひこや
D 40	社会福祉法人真善会 軽費老人ホーム ケアハウスひこやの里
D 41	社会福祉法人幸真会 特別養護老人ホーム たんぼぼ
D 42	社会福祉法人鹿島会 特別養護老人ホーム 湯の里長寿苑
D 43	社会福祉法人るりこう会 特別養護老人ホーム こはく苑
D 44	社会福祉法人真心会 特別養護老人ホーム まごころ
D 45	社会福祉法人 足利むつみ会 特別養護老人ホーム 青空
D 46	株式会社H S C 介護付有料老人ホーム ひまわり
D 47	株式会社H S C 住宅型有料老人ホーム オアシス
D 48	社会福祉法人シーズンズ 特別養護老人ホーム あしかが西の杜
D 49	社会福祉法人栃木老人ホーム 養護老人ホーム いぶきの里
D 50	社会福祉法人星風会 特別養護老人ホーム 代官荘
D 51	社会福祉法人幸生会 特別養護老人ホーム うづま荘
D 52	社会福祉法人昭仁会 特別養護老人ホーム レニューナ

コード 番号	名 称
D 53	社会福祉法人創和会 特別養護老人ホーム まろにえ四季の里
D 54	社会福祉法人東風会 特別養護老人ホーム 幸寿苑
D 55	社会福祉法人慈誠会 特別養護老人ホーム 緑風苑
D 56	社会福祉法人慈誠会 特別養護老人ホーム 緑風苑（地域密着型）
D 57	社会福祉法人スイートホーム 特別養護老人ホーム ひまわり
D 58	社会福祉法人ユートピアにしかた 特別養護老人ホーム 雅の風
D 59	社会福祉法人松徳会 特別養護老人ホーム みながわ桜園
D 60	社会福祉法人裕母和会 特別養護老人ホーム 清松園
D 61	社会福祉法人裕母和会 特別養護老人ホーム かがやき
D 62	社会福祉法人東風会 特別養護老人ホーム 幸寿苑たかしまの郷
D 63	社会福祉法人すぎのこ会 特別養護老人ホーム みすぎの郷
D 64	社会福祉法人太子の会 特別養護老人ホーム 常若の杜みながわ
D 65	社会福祉法人太陽会 特別養護老人ホーム たいようの家
D 66	社会福祉法人裕母和会 養護老人ホーム 悠生園
D 67	社会福祉法人報徳会 特別養護老人ホーム 葛生ホーム
D 68	社会福祉法人佐野福祉会 特別養護老人ホーム 佐野サンリバー
D 69	社会福祉法人森友会 特別養護老人ホーム 蓬萊荘
D 70	社会福祉法人桜和会 特別養護老人ホーム 大栗の里
D 71	社会福祉法人報徳会 特別養護老人ホーム 丹頂
D 72	社会福祉法人常盤福祉会 特別養護老人ホーム 万葉
D 73	社会福祉法人常盤福祉会 特別養護老人ホーム 万葉植野の里
D 74	社会福祉法人とちのみ会 介護老人福祉施設 ゆずりは
D 75	佐野厚生農業協同組合連合会 特別養護老人ホーム きんもくせい
D 76	社会福祉法人常盤福祉会 特別養護老人ホーム 万葉堀米の里
D 77	社会福祉法人ひまわり会 特別養護老人ホーム 結和の里
D 78	社会福祉法人ひまわり会 特別養護老人ホーム 明水の里
D 79	鹿沼市（社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会） 養護老人ホーム 鹿沼市千寿荘
D 80	社会福祉法人信徳会 特別養護老人ホーム 栗野荘
D 81	社会福祉法人津田福祉会 特別養護老人ホーム さつき荘
D 82	社会福祉法人緑風会 特別養護老人ホーム グリーンホーム
D 83	社会福祉法人久寿福祉会 特別養護老人ホーム ハーモニー
D 84	社会福祉法人緑風会 特別養護老人ホーム オレンジホーム
D 85	社会福祉法人緑風会 特別養護老人ホーム レゾホーム（地域密着型）
D 86	社会福祉法人もろ栄福祉会 特別養護老人ホーム おりづる
D 87	社会福祉法人大恵会 養護老人ホーム 晃明荘
D 88	社会福祉法人大恵会 特別養護老人ホーム 今市ホーム
D 89	社会福祉法人晃友会 特別養護老人ホーム きびたき荘
D 90	社会福祉法人三光会 特別養護老人ホーム 誠心園
D 91	社会福祉法人愛泉会 特別養護老人ホーム きぬ川苑
D 92	社会福祉法人愛泉会 特別養護老人ホーム きぬ川苑（地域密着型）
D 93	社会福祉法人真寿会 特別養護老人ホーム 大室さくら苑
D 94	社会福祉法人 大恵会 特別養護老人ホーム ひかりの里
D 95	社会福祉法人すかい 特別養護老人ホーム すかいの郷
D 96	社会福祉法人丹緑会 特別養護老人ホーム 栗林荘
D 97	社会福祉法人薫風会 特別養護老人ホーム 富士見荘
D 98	社会福祉法人小山清風会 特別養護老人ホーム しょうし苑
D 99	社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 穂の香苑
D 100	社会福祉法人くすの木会 特別養護老人ホーム きぬの里
D 101	社会福祉法人くすの木会 特別養護老人ホーム きぬの里みやび
D 102	社会福祉法人洗心会 養護老人ホーム サンフラワーガーデン
D 103	社会福祉法人薫風会 特別養護老人ホーム 初田郷富士見荘
D 104	株式会社さくら 有料老人ホーム さくら本館
D 105	特定非営利活動法人あじさい 有料老人ホーム あたごの里
D 106	社会福祉法人洗心会 サンフラワーグリーンホーム
D 107	株式会社太陽 サービス付き高齢者向け住宅 サンフレンズ小山
D 108	株式会社太陽 サービス付き高齢者向け住宅 サンリビングたいよう
D 109	社会福祉法人孝友会 特別養護老人ホーム ひらわの郷
D 110	株式会社太陽 サービス付き高齢者向け住宅 サンスマイル小山
D 111	株式会社太陽 介護付き有料老人ホーム サンメゾン小山

コード 番号	名 称
D 112	社会福祉法人真亀会 特別養護老人ホーム 椿寿園
D 113	社会福祉法人恵光会 特別養護老人ホーム きたはら
D 114	社会福祉法人山坂福祉会 特別養護老人ホーム やまさわの里
D 115	社会福祉法人二宮会 特別養護老人ホーム 喜望荘
D 116	社会福祉法人福桜会 特別養護老人ホーム 桜の華
D 117	社会福祉法人三起 特別養護老人ホーム 三起の森
D 118	社会福祉法人真亀会 特別養護老人ホーム かめやまの郷
D 119	社会福祉法人三起 特別養護老人ホーム 三起の花
D 120	社会福祉法人至誠会 特別養護老人ホーム 晴風園
D 121	社会福祉法人至誠会 特別養護老人ホーム 晴風園（地域密着型）
D 122	社会福祉法人至誠会 特別養護老人ホーム 晴風園みどりの郷
D 123	社会福祉法人安寧 特別養護老人ホーム 山百合荘
D 124	社会福祉法人章佑会 特別養護老人ホーム やすらぎの里・大田原
D 125	社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム ほのぼの園
D 126	社会福祉法人章佑会 養護老人ホーム 若草園
D 127	社会福祉法人邦友会 特別養護老人ホーム おおたわら風花苑
D 128	社会福祉法人安寧 地域密着型特別養護老人ホーム 山百合荘うぐいすの郷
D 129	社会福祉法人謙心会 特別養護老人ホーム にちにちそう
D 130	社会福祉法人章佑会 特別養護老人ホーム やすらぎの里シエスタ
D 131	社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム 八汐苑
D 132	社会福祉法人ともいき会 特別養護老人ホーム ひだまりの里
D 133	医療法人社団為王会 サービス付き高齢者向け住宅 ケアコートかさね
D 134	社会福祉法人普照会 特別養護老人ホーム つつじ苑
D 135	社会福祉法人ともいき会 特別養護老人ホーム たかくらの里
D 136	社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム 寿山荘
D 137	社会福祉法人京福会 特別養護老人ホーム 寿山荘ランチさきたま
D 138	社会福祉法人誠心会 ケアハウスもちが丘
D 139	社会福祉法人誠心会 特別養護老人ホーム 那須順天荘
D 140	社会福祉法人清幸会 特別養護老人ホーム あじさい苑
D 141	社会福祉法人邦友会 特別養護老人ホーム 栃の実荘
D 142	社会福祉法人悠々の郷 特別養護老人ホーム 生きいきの里
D 143	社会福祉法人京福会 軽費老人ホーム ケアハウスハッピーオーシャン
D 144	社会福祉法人那須四季会 特別養護老人ホーム さちの森
D 145	社会福祉法人晴桜会 特別養護老人ホーム つばきハウス
D 146	社会福祉法人上三川福祉会 特別養護老人ホーム 那須友愛苑
D 147	社会福祉法人明德舎 特別養護老人ホーム 青葉の杜
D 148	社会福祉法人蓬愛会 特別養護老人ホーム にこんきつれ荘
D 149	社会福祉法人慈愛会 特別養護老人ホーム エリム
D 150	社会福祉法人みその 聖園ヨゼフ老人ホーム
D 151	社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホーム 敬愛荘
D 152	社会福祉法人正州会 特別養護老人ホーム 愛和苑
D 153	社会福祉法人正州会 特別養護老人ホーム 愛和苑（ユニット型）
D 154	社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホーム てんまりの杜
D 155	株式会社DAIKAN 有料老人ホーム 明和ふれあいガーデン
D 156	社会福祉法人明和会 特別養護老人ホーム こぶしの丘
D 157	社会福祉法人敬和会 特別養護老人ホーム まほろばの里
D 158	社会福祉法人陽気会 特別養護老人ホーム 天寿荘
D 159	社会福祉法人関記念栃の木会 特別養護老人ホーム いしばし
D 160	社会福祉法人あんず 特別養護老人ホーム にらがわの郷
D 161	社会福祉法人徳知会 特別養護老人ホーム ゆうがおの丘
D 162	社会福祉法人上三川福祉会 特別養護老人ホーム 友愛苑
D 163	社会福祉法人幸知会 特別養護老人ホーム トータスホーム
D 164	社会福祉法人順仁会 特別養護老人ホーム ふじやまの里
D 165	社会福祉法人明照協会 特別養護老人ホーム 和順荘
D 166	社会福祉法人松徳会 特別養護老人ホーム ましこの里星の宮
D 167	社会福祉法人茂木福寿会 特別養護老人ホーム ききょうの里
D 168	社会福祉法人恵愛会 特別養護老人ホーム せんぼんの家
D 169	社会福祉法人的場会 特別養護老人ホーム 杉の樹園
D 170	社会福祉法人蓬愛会 特別養護老人ホーム 而今荘

コード 番号	名 称	
D 171	社会福祉法人関記念栃の木会	特別養護老人ホーム しもつけ荘
D 172	社会福祉法人関記念栃の木会	特別養護老人ホーム しもつけ荘（地域密着型）
D 173	社会福祉法人延寿会	特別養護老人ホーム 虹の舎
D 174	社会福祉法人延寿会	軽費老人ホーム ケアハウス 虹の舎
D 175	社会福祉法人あすなろ会	特別養護老人ホーム せせらぎ
D 176	社会福祉法人同愛会	特別養護老人ホーム 星の郷
D 177	社会福祉法人薫陶会	特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑
D 178	社会福祉法人光誠会	軽費老人ホーム ケアハウス フローラ
D 179	社会福祉法人イースターヴィレッジ	養護老人ホーム聖園那須老人ホーム
D 180	社会福祉法人清幸会	特別養護老人ホーム ゆたか苑
D 181	社会福祉法人清幸会	特別養護老人ホーム ゆたか苑（地域密着型）
D 182	社会福祉法人清幸会	特別養護老人ホーム なすの苑
D 183	社会福祉法人京福会	特別養護老人ホーム 寿山荘那須
D 184	社会福祉法人清幸会	地域密着型特別養護老人ホーム あしの苑
D 185	社会福祉法人一心会	特別養護老人ホーム 八溝の里
D 186	社会福祉法人寿松会	特別養護老人ホーム かたくりの郷
D 187	社会福祉法人鶯和会	特別養護老人ホーム 和見の里山
D 188	社会福祉法人栃木老人ホーム	特別養護老人ホーム いぶきの里
※休止中等の指定老人ホームについては記載を省略しています。		
○指定身体障害者支援施設（コードE）		
E 1	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	栃木県立リハビリテーションセンター障害者自立訓練センター
E 2	社会福祉法人藹藹会	ハートフィールド
E 3	社会福祉法人星風会	障害者支援施設 悦山荘
E 4	社会福祉法人優心会	障害者支援施設 シンフォニーあわの
E 5	社会福祉法人洗心会	サンフラワー療護園
E 6	社会福祉法人邦友会	サポートハウス那須
E 7	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	清風園生活支援施設
E 8	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	清風園就労支援施設
E 9	社会福祉法人同愛会	障害者支援施設 光輝舎
○保護施設（コードF）		
F 1	社会福祉法人共生の丘	救護施設 共生の杜
F 2	社会福祉法人三松会	救護施設 フルーツガーデン
○刑事施設等（労役場・監置場）（コードG）		
G 1	国	宇都宮拘置支所
G 2	国	足利拘置支所
G 3	国	栃木刑務所
G 4	国	大田原拘置支所
G 5	国	喜連川社会復帰促進センター
○留置施設（コードH）		
H 1	県	宇都宮中央警察署
H 2	県	宇都宮東警察署
H 3	県	宇都宮南警察署
H 4	県	足利警察署
H 5	県	栃木警察署
H 6	県	佐野警察署
H 7	県	栃木県警察本部警務部留置管理課鹿沼分室留置施設
H 8	県	今市警察署
H 9	県	小山警察署
H 10	県	真岡警察署
H 11	県	那須塩原警察署
H 12	県	さくら警察署
H 13	県	下野警察署
※休止中の留置施設については記載を省略しています。		
○少年院等（コードI）		
I 1	国	喜連川少年院
I 2	国	宇都宮少年鑑別所

各市町選挙管理委員会一覧

市町名	所在地	郵便番号	電話番号	ファクシミリ
1 宇 都 宮 市	旭1-1-5	320-8540	028-632-2793	028-632-2790
2 足 利 市	本城3-2145	326-8601	0284-20-2236	0284-20-2243
3 栃 木 市	万町9-25	328-8686	0282-21-2531	0282-21-2691
4 佐 野 市	高砂町1	327-8501	0283-20-3034	0283-22-9104
5 鹿 沼 市	今宮町1688-1	322-8601	0289-63-2153	0289-63-2276
6 日 光 市	今市本町1	321-1292	0288-21-5180	0288-22-2223
7 小 山 市	中央町1-1-1	323-8686	0285-22-9481	0285-22-9480
8 真 岡 市	荒町5191	321-4395	0285-83-8190	0285-83-5896
9 大 田 原 市	本町1-4-1	324-8641	0287-23-8736	0287-23-1353
10 矢 板 市	本町5-4	329-2192	0287-43-6219	0287-43-6130
11 那 須 塩 原 市	共墾社108-2	325-8501	0287-62-7183	0287-62-7201
12 さ く ら 市	氏家2771	329-1392	028-681-8033	028-682-3921
13 那 須 烏 山 市	中央1-1-1	321-0692	0287-83-1117	0287-84-3788
14 下 野 市	笹原26	329-0492	0285-32-8916	0285-32-8613
15 上 三 川 町	しらさぎ1-1	329-0696	0285-56-9116	0285-56-6868
16 益 子 町	益子2030	321-4293	0285-72-8824	0285-72-6430
17 茂 木 町	茂木155	321-3598	0285-63-5614	0285-63-0459
18 市 貝 町	市塙1280	321-3493	0285-68-1111	0285-68-3227
19 芳 賀 町	祖母井1020	321-3392	028-677-1111	028-677-3123
20 壬 生 町	壬生甲3841-1	321-0292	0282-81-1807	0282-82-8262
21 野 木 町	丸林571	329-0195	0280-57-4114	0280-57-4190
22 塩 谷 町	玉生955-3	329-2292	0287-45-1111	0287-41-1014
23 高 根 沢 町	石末2053	329-1292	028-675-8115	028-675-8114
24 那 須 町	寺子丙3-13	329-3292	0287-72-6927	0287-72-6638
25 那 珂 川 町	馬頭555	324-0692	0287-92-1111	0287-92-2406

栃木県選挙管理委員会	宇都宮市塙田1-1-20	320-8501	028-623-2126	028-623-3924
------------	--------------	----------	--------------	--------------

(図1)

投票用封筒(外封筒) (例)

表	裏
令和7年執行 参議院栃木県選出議員選挙 不在者投票 (外封筒) 注意 代理投票の仮投票の場合の代理記載人 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 栃木県選挙管理委員会之印 投票者 甲山太郎 必ず本人に書かせること(署名)	必ず記載すること(ゴム印可) 不在者投票管理者 選挙管理委員会委員長 山川病院院長 立会人 投票年月日 令和七年〇月〇日 投票場所 山川病院第一病棟第一会議室 ここまで記載

代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。(※単なる代理投票の場合は記載しない。)

(手引(P19)「④代理投票の仮投票」参照)

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名(又は政党等の名称等)を記載した補助者が「選挙人」の名前を書くこと。

(図2)

送致用封筒(投票用封筒を郵送又は送致するための任意の封筒) (例)

表	裏
速達 320-8540 宇都宮市選挙管理委員会委員長 様 宇都宮市旭一丁目一番五号 「不在者投票在中」 郵便によらない場合も必ず記載すること。 朱書すること。	〇〇市〇〇一丁目一番一号 山川病院院長 山川一郎 不在者投票管理者の職・氏名を記入 (ゴム印可)すること。

【送致用封筒は、任意の様式です。郵送には、速達や書留、交付記録郵便(いわゆるレターパック)を使用してください。】

お知らせ

当 入 中の方の申出により、当 内 票ができることになっています。

つきましては、来る7月20日に執行されます参議院議員通常選挙の不在者投票を次により行いますので、当 内 方で不在者投票を希望される入 方は、事務局まで申し出てください。

一 投票日時
令和7年 月 日（ ）
午 時 ～ 午 時
二 場 所

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名及び政党等の名称等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名及び政党等の名称等を確認の上、おいでくださるようお願いいたします。

長

投票上の注意

参議院選挙区選出議員選挙

候補者の氏名を書く

(
ク
リ
ー
ム
色
)

投票用紙

参議院比例代表選出議員選挙

名簿登載者の氏名又は
政党などの名称を書く

(
白
色
)

投票用紙